

高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会設置要綱

(設 置)

第1条 高知県人口減少対策総合交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、人口減少対策総合交付金事業計画（以下「事業計画」という。）を審査するため、県庁内に高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の事項について審査する。

- (1) 事業計画の適格性
- (2) 前号以外で、交付金事業の審査に関して必要な事項

2 審査会は、次の事項については、審査の対象外とする。

- (1) 交付要綱第3条第2号に規定する連携加算型（以下「連携加算型」という。）活用事業の知事特認による交付率のかさ上げの可否及びかさ上げの率
- (2) 連携加算型の1市町村あたりの交付額（上限）の知事特認による加算の可否及び加算の額
- (3) 連携加算型の1市町村あたりの交付額に占めるハードの割合（交付額全体の2分の1を超えない範囲内）の適用除外事業
- (4) 連携加算型の活用事業におけるハード事業、ソフト事業の区分
- (5) 連携加算型の活用事業における対象経費の交付対象の可否

(構成)

第3条 審査会は、次の各部の副部長級の高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査委員（以下、「審査委員」という。）によって構成する。

- (1) 総合企画部
- (2) 総務部
- (3) 子ども・福祉政策部
- (4) 産業振興推進部
- (5) 商工労働部
- (6) 土木部
- (7) 教育委員会

(審査委員の役割)

第4条 審査委員は、高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査要領に基づき、事業計画の審査を行うとともに助言を行う。

(委員長)

第5条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1号の審査委員が務める。

- 3 委員長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 4 委員長は、第3条に定める委員が委員会を欠席する場合、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

(審査会)

第6条 審査会は、原則として毎月1回開催する。

- 2 審査会の定足数は、7名のうち4名以上とする(前条第4項に定める代理出席を含む)。
- 3 審査会は情報公開条例第6条第1項第7号に基づき、非公開とする。

(事業のフォローアップ)

第7条 県は、交付要綱第17条に基づき、審査会において審査した事業について、成果の確認や実効性をさらに高めていくため、人口減少対策に知見を有する有識者(以下、「専門委員」という。)による事業のフォローアップを実施する。

- 2 専門委員は知事が委嘱し、任期は1年とする。ただし、年度途中から委嘱する場合は、当該年度の末日までとする。

(経費の支出)

第8条 知事は、予算の範囲内において専門委員の職務に要する経費を次のとおり支払うものとする。

- (1) 謝金：50,000円/日
- (2) 旅費：県の旅費規程に基づき別途支払う

(秘密を守る義務)

第9条 専門委員は、審査する上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 審査会の事務局は、総合企画部中山間地域対策課に置く。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。